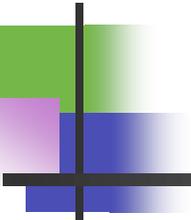
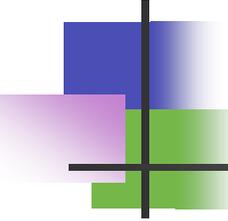


難病患者の就労支援・両立支援 講演会



身体障害者手帳を
活用した就労支援

2019年9月24日
からいし行政書士事務所
唐石 俊之



3-4) 身体障害者手帳の対象者

- 視覚障害
- 聴覚又は平衡機能の障害
- 音声、言語、そしゃく機能の障害
- 肢体不自由
- 内臓の機能障害（内部障害）

身体障害者手帳は、外見ではわからない内部障害に対しても適用

3-5) 内部障害者の障害者手帳申請

厚生労働省

内部障害者の増加

(単位：千人)

	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	不詳
平成28年	4,287 (100.0)	312 (7.3)	341 (8.0)	1,931 (45.0)	1,241 (28.9)	462 (10.8)
平成23年	3,864 (100.0)	316 (8.2)	324 (8.4)	1,709 (44.2)	930 (24.1)	585 (15.1)

平成28年度（対平成23年度）の伸び率

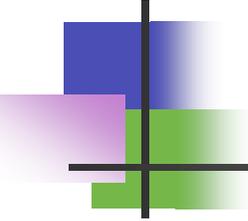
総数 111%

視覚障害 99%

肢体不自由 113%

聴覚言語 105%

内部障害 133%

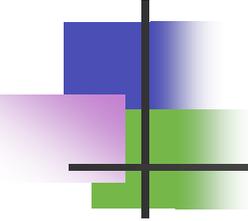


内部障害の対象

- 心臓
- じん臓
- 呼吸器
- ぼうこう又は直腸
- 小腸
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫
- 肝臓

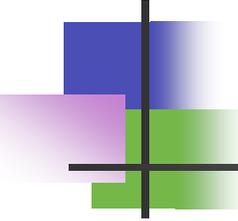
手帳交付の条件（内部障害の程度）

	心臓	腎臓	小腸	呼吸器	ぼうこう 直腸	肝臓	免疫不全（HIV）
1級	それぞれの障害により、自己の身の 日常生活に大きな支障がある						HIV／肝疾患により日常生活が ほとんど不可能
2級							HIV／肝疾患により日常生活が 過度に制限
3級	障害により、家庭内の日常生活活動が過度に制限される						
4級	障害により、社会での日常生活活動が過度に制限される						



主治医との面談時の注意

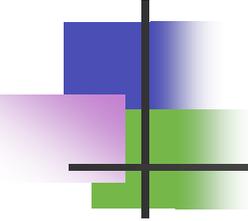
- 内部障害は、身体障害者手帳の対象であることを再確認してもらう
 - * **身体障害者福祉法別表**のコピー持参
- **客観的に**症状を伝える
 - * 日常（**特に悪い時**）の症状メモ持参
 - * 家族や支援者、専門家の同行



身体障害者福祉法別表（抜粋）

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他
政令で定める障害で永続し、かつ、日常生活が
著しい制限を受ける程度と認められるもの

- (注1) 「ぼうこう又は直腸の機能の障害」が追加
- (注2) 「小腸の機能の障害」が追加
- (注3) 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能
の障害」が追加
- (注4) 「肝臓の機能の障害」が追加



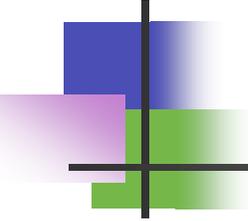
4. まとめ（お伝えしたいこと）

- 1) **内部障害も身体**障害の対象
- 2) 身体障害者手帳の取得には医師の**意見書（診断書）**が重要

＜面談に持参するもの＞

- 身体障害者手帳の対象者
- 日常での症状、変化を書いたメモ

* 場合により、セカンドオピニオン



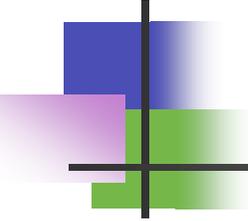
4. まとめ（お伝えしたいこと）

3) 難病の人は**手帳がなくても**就労サービスを受けられる

4) 指定難病かどうか、障害者総合支援法の対象の疾病か必ず確認

- 病名の分かりにくさ
- 違う法律、法改正で変更

厚生労働省、難病情報センターのHP



4. まとめ（お伝えしたいこと）

5) 就職前後で困ったときの相談先

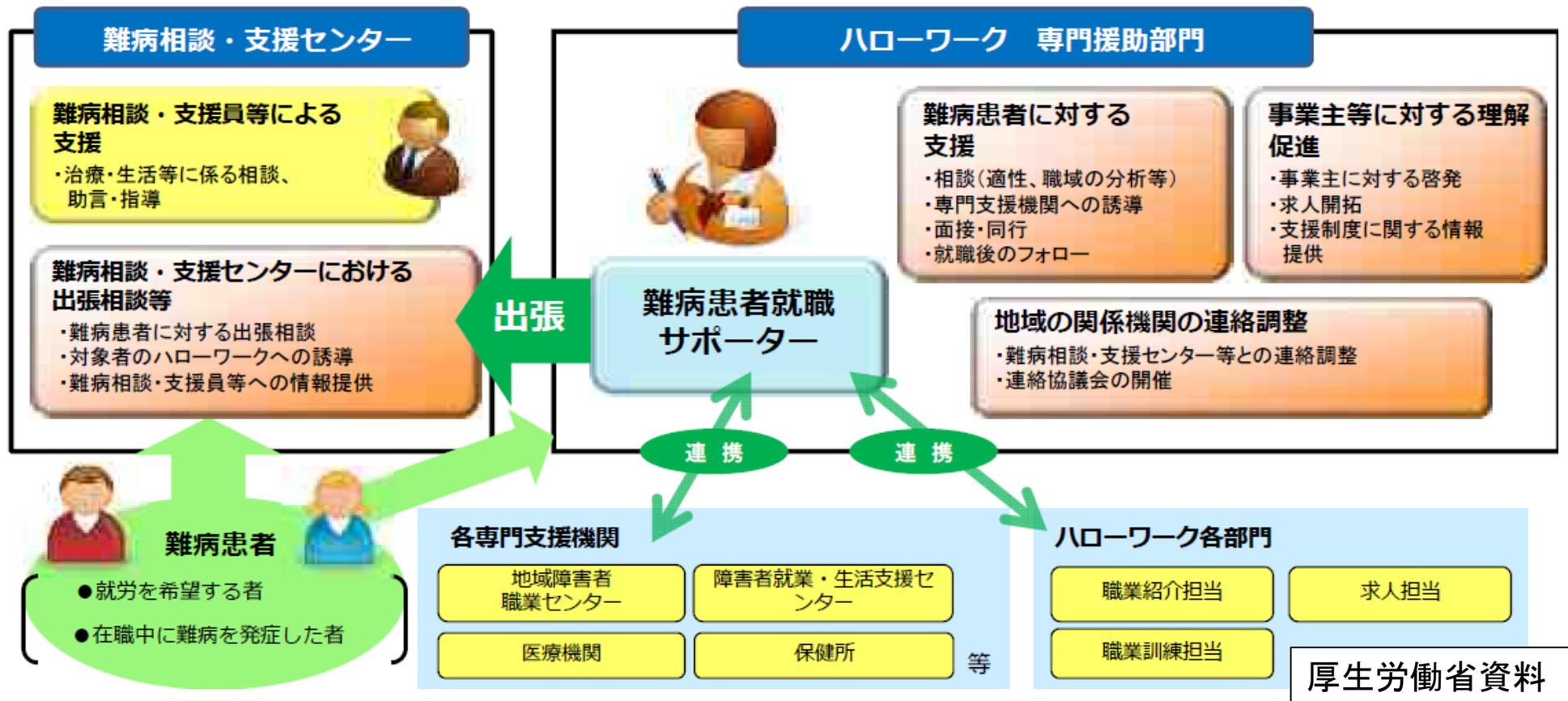
- **ハローワーク**

難病患者就職サポーター（横浜・厚木）

- **かながわ難病相談・支援センター**

連携して支援してもらえる

4. まとめ（お伝えしたいこと）



治療と職業生活の両立支援のための ガイドライン

2 個別の両立支援の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供
- ・それを参考に主治医が、症状、就業の可否、作業転換等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した意見書を作成
- ・労働者が、主治医の意見書を事業者へ提出



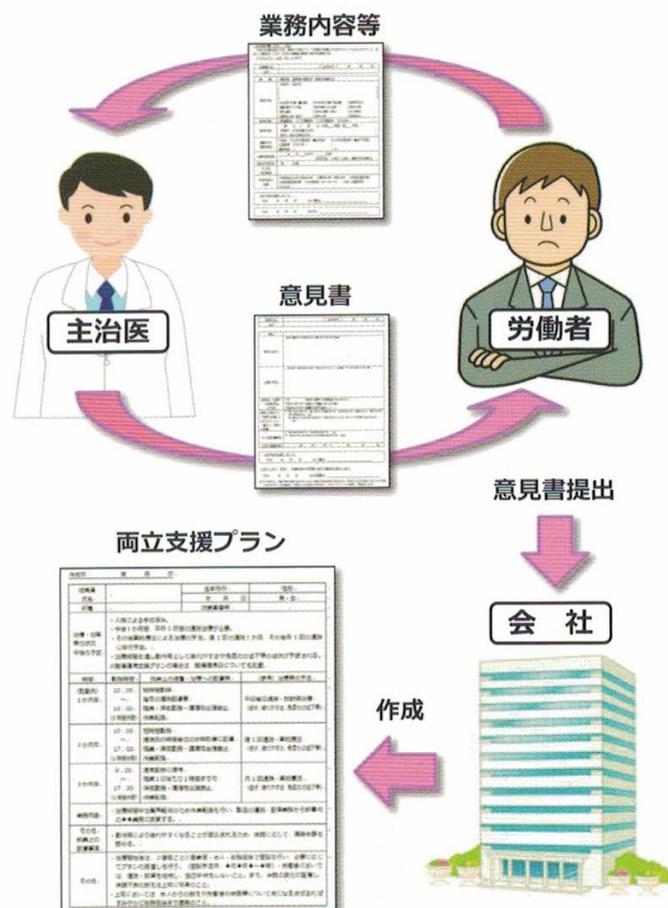
② 事業者が産業医等の意見を聴取



③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業転換等）、治療への配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※「両立支援プラン」の作成が望ましい



治療と職業生活の両立支援のための ガイドライン（両立支援プラン）

作成日： 年 月 日

従業員 氏名	生年月日		性別
	年	月	日
所属	従業員番号		
治療・投薬 等の状況、 今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・入院による手術済み。 ・今後1か月間、平日5日間の通院治療が必要。 ・その後薬物療法による治療の予定。週1回の通院1か月、その後月1回の通院に移行予定。 ・治療期間を通し副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。 ※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	(参考) 治療等の予定
(記載例) 1か月目	10:00 ～ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 毎日の通院配慮要 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)

治療と職業生活の両立支援のための ガイドライン

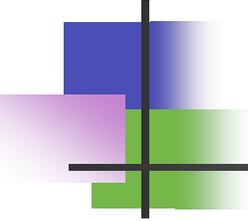


事業場における治療と
仕事の両立支援のための
ガイドライン [1.2MB]



企業・医療機関
連携マニュアル
[24.6MB]

厚生労働省の
ホームページ



ご清聴 ありがとうございます

からいし行政書士事務所

唐石 俊之

☎ 042-814-6903